

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市文化財保護委員		
開催日時	令和2年9月24日(木) 午前9時から午前10時10分まで		
開催場所	みよし市役所2階 201会議室		
出席者	<p>【委員】 岡本洋子委員長、原田重助委員、鈴木睦子委員、 酒井孝芳委員、赤羽一郎委員、近藤憲司委員</p> <p>今瀬良江教育長</p> <p>【事務局】 林資料館長、塚本資料館副主幹、嘉見資料館主任主査、 平井資料館主任主査</p>		
次回開催予定日	-		
問合せ先	<p>教育部教育行政課 資料館 電話 0561-34-5000(直通) メール shiryokan@city.aichi-miyoshi.lg.jp</p>		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録全文 ・ 議事録要約 	要約した理由	-
審議経過	別紙のとおり		

会 議 録

会議名	第1回みよし市文化財保護委員会	記載者	教育行政課 資料館 塚本 弥寿人
期 日	令和2年9月24日（木）	場 所	みよし市役所 2階 201会議室
	午前 9時00分～ 10時10分		
出席者	文化財保護委員		教育長 今瀬 良江
	委員長	岡本 洋子	事務局 館長 林 久義
	職務代理者	原田 重助	副主幹 塚本 弥寿人
	委員	鈴木 睦子	主任主査 嘉見 俊宏
	委員	酒井 孝芳	主任主査 平井 義敏
	委員	赤羽 一郎	
委員	近藤 憲司		
傍聴者	0名		
内 容			

午前 9時00分

< 典礼 >

只今から令和2年度第1回みよし市文化財保護委員会を開会いたします。
文化財保護委員会の会議は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱に基づき個人情報に関わる事案の審議以外は、公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

始めに教育長よりご挨拶を申し上げます。

< 今瀬教育長 >

(挨拶)

< 典礼 >

本委員会の委員長等は互選により選出されます。4月に皆様にご投票いただいた結果、委員長、職務代理者ともに再任されました。続いて、岡本委員長よりご挨拶をお願いします。

< 岡本委員長 >

(挨拶)

< 典礼 >

今年度は新任の委員の方もおられます。本来であれば委員の皆様から一言

自己紹介をいただくべきところですが、時間の都合もありますので、新任の委員のみとさせていただきます。近藤憲司様お願いいたします。

<近藤委員>

(挨拶)

<典礼>

ありがとうございました。なお、もう一人の新任の服部誠委員は、本日は欠席です。本日の議題は、福谷城跡の保存及び整備についてです。広報などですすでにご承知かと存じますが、福谷公園の整備計画が策定されることとなりました。範囲内には福谷城跡があります。指定はされておりませんが、周知の文化財として『新編三好町誌』などにも取り上げられています。この福谷城跡について、教育委員会としてどのような対応を取るべきか検討する必要があり、保護委員会のご意見をうかがいたく存じます。お出しいただいたご意見をすべて実現できるかは、様々な制約があるために不透明ですが、教育委員会の案として、公園整備担当部局に示していきたいと考えております。これより会議の取り回しは、岡本委員長をお願いいたします。

<岡本委員長>

本日は新任の服部誠委員が欠席ですが、会議は、みよし市文化財保護条例第11条第2項の規定に基づき、成立しています。当委員会の会議は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱に基づき、会議を公開とします。議事に入る前に、当委員会の会議録の署名者は、委員長が行うこととしてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし

<岡本委員長>

異議なしと認めます。それでは議題福谷城跡の保存及び整備について事務局から説明してください。

<事務局>

公園緑地課から福谷城都市計画公園について令和2年10月から市民の意見を取り入れたワークショップを開いて、どのような公園を作るか計画していきたいという話が資料館にありました。その中で、史跡であって、どうしても工事造成が出来ない部分と、試掘を行って貴重な遺構がなければ、例えば

遊具やバーベキュー場という、公園として皆様が楽しめるような施設を作れる部分を教えてほしいと公園緑地課から資料館に問い合わせがありました。資料館では現地をくまなく歩き、また平成元年度から5回にわたり調査しており、それらの成果を基に、福谷城の遺跡として非常に重要な部分、郭と土塁と堀など重要な施設が残っている部分については、絶対に土を削ったり、造成したりしないでほしいということで、図面において示させていただきました。そういった経緯の中で、その部分については、資料館、教育委員会が主体となって、歴史的な整備をしていった方が効率的なのではないかという意見が公園緑地課から出されました。現時点では、公園緑地課が中心となって、すべての公園区域を整備していきますので、資料館は公園緑地課に対して、歴史的な情報、意見を伝えるという立場です。公園緑地課が整備する区域から、二の郭などの区域が外れてしまうので、福谷城として歴史を感じられる公園ということで考えるのであれば、この部分が抜けているのは、間の抜けた史跡整備になるのではないかと考えられ、福谷城について、皆様のご意見をお伺いしたく存じます。

<岡本委員長>

ありがとうございました。近藤委員何かございますか。

<近藤委員>

委員でもあるし、地元ということもあり、一の郭や二の郭など全体含めて10回以上ここを歩いています。二の郭が公園範囲から外れていますが、公園指定をする時に、この部分は、当時の土地所有者がまだお住まいだったため、公園にはできないということで、外してしまった経緯があります。まだ元気な時には、一の郭と二の郭の土地は、区に寄附しても良いということをお本人は言ってみえたのですが、本人が亡くなり、今の土地所有者はお孫さんで、市外在住です。史跡として一番大事な、最初に原田氏の城か砦があったのが、二の郭部分、これが最初です。その後、おそらく1550年代くらいから福谷城の戦いまでに今川方、酒井忠次たちが、地元で豆腐山と呼ぶ四角形の一の郭部分を造成して、織田側に対峙した。一番古くて大事な二の郭が外れていて、地元でも昔からここを何とかしないといけない、区で買えないかという話は前からあるが、金をどうするかということで話がいつも進まない。そういういきさつがある部分です。二の郭には、すごい崖があって、槍で上からつ

くにはちょうど良く、ここは結局攻めきれずに、戦いは田んぼでやっていたといういきさつもあり、二の郭が一番大事な所なので、地元としては、ここを大事にしていきたいと思っています。

みよしの歴史上、一番大事なのは、猿投古窯で、研究会の皆さんは、みよし古窯と名前を変えようと言っているくらいです。次いで歴史に出てくるのが、この福谷城ですから、二の郭まで含めた史跡公園、それ以外の緑地は普通の公園で良いですから、こちらはやはり史跡公園で、徳川家康や酒井忠次や柴田勝家らが関わったという伝承もあり、みよしで歴史的に有名な所という猿投古窯と福谷城なので、今回整備するのであれば、きちんと後世まで残してもらえたらなど、地元も昔からそう考えています。

それから稲荷大明神の所から、古墳時代のものが2つ出ました。現物がどこかに失せてしまっていますが、撮った写真で鑑定すると古墳時代のものだという。この稲荷明神の山は、古墳に増築した土塁であり、そこがちょうど良かったので、稲荷さんをお祀りしてあるという。二の郭については、前に歴史民俗資料館が県の補助金で発掘調査した時は、地主から、邪魔になるので早くやってくれと要望があったようで、トレンチでやっただけです。今度やる時は、本格的に調査すれば、当時の生活がはっきりするのではないかと思いますので、しっかり調査などやれると良いかなという個人的な考えを持っております。

<岡本委員長>

ありがとうございます。近藤委員を含めて説明が終了しました。今日は会議時間も限られておりますので、順に進めていきたいと思います。まず福谷城跡を文化財として保存していくべきかどうかについて、委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。

<酒井委員>

生涯学習課でいろいろ行事をやった時に、城巡りだとか、塩の道だとか講座をやりました。城巡りの時に使った愛知県の城のパンフレット、数ページのものだけど、その中に福谷城が入っている。愛知県の城の中で、ある程度福谷城の価値が認められていると思っている。前に委員で現地を見に行ったこともあるし、僕らの講座でも行ったことがあるけれど、近藤委員の言われた通り、昔の土塁が一番残っているのは、民家の中だ。僕がいつも思うこ

とは、みよしは開発で全部上を削って、綺麗にしてきてしまった。みよしは発展して、住みやすい街だと言っているけれど、古いものを壊してしまい、残っていない。いつも言っている福田の眼科医は、たまたま知立に行かれたので、昔のまま残っているが、そういうものは限られている。福谷城は、清康の頃かな、守山の方まで攻めて行ったが、守山崩れで、いわゆる織田と松平のせめぎ合いのところですかね、寺部などもそうだけれど、みよしで少しでも土塁や空堀の跡のあるところを残せるというのは、あそこしかない。だから是非二の郭も範囲に加えていただきたい。お金の問題もあるだろうけれど、新しいことばかりにお金を使うのではなく、先人の遺してくれたものをきちんと残せるのが、文化の程度の高さだと思う。みよしに新しく住んでいる人が、住みよいか言われているけれど、三好池を作ったから乱開発されずに済んだとか、そういう部分がみよしにはある。そういう文化的なことを考えても、本当に古いもので残せるのは、古窯と福谷城しかないと思うので、ぜひ範囲を広げてきちんとやってほしいと思います。資料館の仕事も大変になるかもしれませんが、手続きも大変になるかもしれませんが、やはり壊してしまったらどうしようもない。バーベキュー場なんてどこでもできる。保田ヶ池にもあるし、三好池の辺りは禁止されているけれども、三好池の北辺りを整備して、そこに作っても良い。わざわざ歴史ある所を壊して作らなくても、遊園地みたいなもの作らなくても良い。その辺の考え方が違うのではないか。歴史公園としてきちんと残すということが大事だと思います。

<岡本委員長>

ありがとうございました。赤羽委員お願いします。

<赤羽委員>

最初に質問ですが、一の郭などの土地は市のものですか。

<事務局>

個人所有です。

<赤羽委員>

個人のものですね。これを公園整備しようとする、これを市が公有化するということになるのですか。

<事務局>

そうです。公園の区域内は公園緑地課が公有化をする予定です。

<赤羽委員>

みよし市が、市有地として、公園の土地として公有化するわけですね。酒井委員から話があったように、愛知県としてもこの福谷城の存在というのは、認めてきています。私がまだ若い頃、県の現役の職員だったころ、愛知県内の中世のお城の分布調査を行ったときにも、福谷城を取り上げさせていただきましたが、その前に愛教大の新行先生が監修して、『定本西三河の城』という本をお作りになりました。それを見ると先ほど近藤委員がご説明されたように、一の郭よりも二の郭の方が古くて、福谷城を語る上で、二の郭の存在は欠かせないということが、30年近く前の1991年に作られた本でも指摘されています。ちなみにこの文章を書いたのは、今テレビでもはやされている千田さんですけど、千田さんによれば、もともとは二の郭が福谷城の中心部分であった。お城というのは当時の政治的な情勢を微妙に反映している。しょっちゅう作り変えています。造成したり、堀を広くしたりという、ひっきりなしのそういうことやって、現在私たちが見ることができるお城っていうのは、その最終的な姿なのです。最初に作られた姿ではなくて、最後にどうなったかという状況を、私たちは現在見ることが出来るわけです。そういう点で、二の郭が先にあって、当時の政治状況、桶狭間の戦い前後の、非常に緊迫した状況の中で、一の郭を作ったという。こういう平山城は、後ろの部分、背後の部分というのが弱点なのです。それを強固に守るために一の郭を作り、さらに様々な設備を作っていると思うのですが、そういうことを1991年の段階で千田さんがお書きになっています。次に私どもが、先ほど申しました愛知県の城館跡の調査報告というものを25年くらい前、1994年に作りまして、この文章は、当時発掘調査をされました、町の職員安田さんに書いていただきました。ⅠからⅤという番号があって、結構この周りにいろいろな構造物があったことが調査で分かりました。最後にこれは一番最近、2017年、3年前の『愛知県史資料編考古5』で、福谷城の紹介をしております。やはり安田さんを中心に発掘調査された成果です。私もこの発掘調査をしているときに何回か現場に来て見させていただきましたけれど、たしかに一の郭は、発掘調査をしても何も出ませんでした。ただなんとなく四角い、方形の郭であるなということがわかるということだけ、記憶に残っています。遺物が出てきたのは、むしろ二の郭です。先ほど近藤委員がご指摘された、二の

郭で、中国の白磁の杯だとか天目茶碗などが出てきていまして、この部分がやはり当時の中心域だということがよくわかります。

このように見ると、公園整備だからどうしようという話ではなくて、むしろ文化財だから、みよし市にとってかけがえのない福谷城だからどうしようという話が、本来の教育委員会のあるべき姿ではなかったかと思います。ですから教育委員会として、指定史跡として守るのが第一歩なのです。民地もあれば公有地もあるという状況は、どこでも当たり前です。民地があるから指定できないということではありません。民地があってもその所有者の同意があれば、指定区域に入れることができます。だからとりあえず一の郭、二の郭という部分を、みよし市の史跡として、指定をしていってほしいと、かねてから私はお願いをしてきていますが、そういう方向で進んでいくということです。たぶん市の文化財条例が、文化財保護委員会が教育委員会に答申して、教育長が市長と協議をして、最終的に答申をどうするか決めるということになっていると思いますので、そういう段取りを踏んで、一の郭と二の郭については、公園としての整備はせずに、市の史跡として指定をしていくという方向に進めたらいかかでしょうか。城山保育園より北の部分については、ある程度試掘調査をして、その下に遺構が残っていない部分、範囲をはっきり確認して、遺構に影響がない部分について、教育委員会と公園整備の担当で、どのようににしていくかを協議し、場合によっては文化財保護委員会にも相談していただくというふうにした方が良いのではないかと思います。とりあえず一の郭と二の郭を市の指定の文化財として指定することを早急に進めていただく。一の郭と二の郭は、公園整備の話と切り離していただく。土地の工事掘削や造成の出来ない部分については、公園整備担当課も納得しているのであれば、現況のまま保存されるわけですから、とりあえず市の指定にはしやすい。史跡については、教育委員会がイニシアチブをとって進めていくという方向でぜひお願いしたいと思います。

<岡本委員長>

ありがとうございました。

<近藤委員>

赤羽委員が言われたように、公園と史跡は別のものだという発想が無いといけないと思う。公園の方は、スケジュールや計画通りやるけれど、史跡の

方は、二の郭が一番重要で、堀とか全部残っている所なので、これを含めて史跡という形で残していく。その後に、これを保存しながらどのように活用出来るかということを考えるべきで、一緒にしちゃうとおかしくなってしまう。文化財という観点で、どのように保存していくかということ、別で考えた方が良くはないか。この部分が公園の範囲に入らなくても、公園としてはそれほど困らないと思う。北の部分だけでも、平坦で広い所ですので、ここだけでも十分な広さがありますので、下の方は史跡として、どのように保存して、どのように活用、活用までいかななくても、どのように保存しながらやっていくかという観点を、きちんと考えていったほうが良いと思います。赤羽委員の言うとおりに、分けて考える。一緒にしない。そのあとで、じっくり予算的措置を講じながらやっていただけるとありがたいと思います。

<鈴木委員>

私もそう思います。

<岡本委員長>

貴重なご意見をいただきましたが、現状はどのようなのでしょうか。

<事務局>

現状では、担当課から、ワークショップを10月から実施するので、教育委員会としての考え方を教えてほしいということで、委員さんの意見をお伺いさせていただきました。いま貴重なご意見をいただきましたので、切り離して、公園とは別に考えていくべきという方針を、伝えていくべきだと考えております。個人的な意見ですが、先ほど赤羽委員もおっしゃいましたけれど、まだ私有地ですので、それを買収していくという中で、公園整備と文化財指定の両面から総合的に判断して話を進めていくというところまで考えつつ、粛々と話を進めていければと思います。その辺も見据えて慎重にいかなければと思います。

<近藤委員>

公園整備について、いつごろまでに、どこまでやるかとか、具体的に決まっていないのですね。

<事務局>

はい。ただ都市計画決定というのは、すでに30年前にされて、どこを公園にするかということは、はっきり決まっています。

<近藤委員>

公園にするということだけは決まっているけれど、具体的には何も決まっていないうことですか。

<事務局>

今度の10月にワークショップで具体的にその話をする予定です。

<近藤委員>

まだスケジュールも決まっていなうのですね。

<今瀬教育長>

ワークショップでご意見をいただき、おそらく来年度に基本設計等に入っていくと思います。そういうときに教育委員会としては、ここは是非残したいということ、城山保育園の方にも重要な所があるかもしれないということ、私たちは文化財保護委員会のご意見であるということの後盾に、しっかりと主張していきたいと思っています。二の郭についても、今までは重要だと言われても、実際どうするかという方針も出ていなかつたのですが、今日ご意見いただいたことを基に、指定について検討していくべきかと思ひます。そうなつた場合には、赤羽委員がおっしゃられたように、手順を踏んで、正式に諮問して、答申いただいて、市長に、というふうの流れっていくと思ひます。

皆さんがイメージされる公園という、芝生公園だとか、遊具のある公園とか、細口にある公園とか、そういうイメージですが、ここは史跡と隣接しており、それらとは別ということで、ここについては、史跡を大事に残していくことを教育委員会では考えていかなければいけなうですし、もし二の郭も将来的に買うのであれば、基金を積むなど、先々の予算的な見通しを持って整理していかなければいけなうと思ひております。今日は大変貴重なご意見をいただき、充分勉強させていただきました。都市公園ということで、公園緑地課で整備していくわけですが、こちらからはどんどん意見を言い、こちらの主張を通していく、あるいはここから先は教育委員会でやるとするかは、庁舎内の話になってきますが、重要であるということは決まっておりますので、それはしっかりと主張していきたいと思ひます。計画では、ワークショップでご意見いただいて、それを基にして基本設計、それから実施設計などで、令和3年度以降に用地買収ということで、整備はまだ先になると思

います。ただ何のコンセプトも無しに用地買収も出来ませんから、地元のご意見をいただきながら、教育委員会としても主張しながらということになるかと思えます。今まで福谷城跡は重要だと言われて、地元の議員さんにも質問されながら、大事ですよと言いつつも動きがなかったのですが、ご意見をいただいて、実現に向けて一歩進んだ、と考えております。

<酒井委員>

市に嫌なことを言いますが、陸上競技場から新屋児童館に向かう園路、池を作って、カーブしてという、大会のためには非常に危険な構造になっております。市は本当に、横の連絡が出来ていない。当時の公園担当部局が設計して、作り始めてしまった。陸上の関係者として、大会などでスタートして出ていくときに、横に曲がって、突起物があるなんて危ないということで、直せないのかと聞いたら、もう工事が始まっているので直せませんと言われた。スポーツ課に聞いたら、スポーツ課に相談なく動いていた。その時に非常にクレームを付けた。毎年関係者に市への要望を出せとくるので、野球場の周りを整備する際にいろいろ案を出した。あそこの周りは、陸上競技場が使えない時にランニングコースに使いたいと話をして了解を得たはずなのに、野球場のすぐ裏にモニュメントを作って、走る所が狭くなっている。こちらが案や要望を出して、スポーツ課が了解しているのに、公園担当部局は、勝手に作ってってしまうわけです。そういうことが多すぎる。木を切るなどという人たちのために、そのままの所に作ったので、野球場とテニスコートの間が狭い。私が出した案では、市のマラソン駅伝大会も、公園内のコースを上手に使って、新屋の児童館を出ずに使えるとか、そういうことも考えて、広げる案を出していたのに、いざ工事が始まったら、自然を大事にしたい、木は切れないというので、元に戻りました、と言う。だけど、あそこの木は、公園が出来てから植えた木で、自然のままでも何でも無い。いろいろ行事をする際に、僕らは安全なイベントをやるための案として出したのに、一部の人たち、大きい声の人たちのために、覆ってしまう。市役所の中でも、スポーツ課に体育協会から毎年出している要望が通じていなくて、公園担当が勝手に作ってしまう。個々の部署と公園緑地課がよっぽどきちんと話をしていけないと怖いと思う。やっちゃった、もう工事発注してしまっていて動いているので、今さらどうしようもありませんと、平気で言う。あの時も、子供が走っ

てきたら危ないじゃないかと、議員に言ったが、もう発注してしまっている
のでどうしようもありませんと言う。使う僕らだけでなく、担当施設のス
ポーツ課長にも話がなかったという。そういうおかしいことが平気であるか
ら、よほど気をつけてやってほしい。みんなの話し合いだと思うけれど、地
域の人の気持ちもあるし、赤羽委員みたいな詳しい人の意見も尊重して、予
算が付いている、話が決まっているから今さら変えられないとか、そういう
ことがないようにしてほしいと思っている。よろしくお願いします。

<今瀬教育長>

ありがとうございます。そういうこともあり、こちらから出向いて行って
情報共有しないとだめだということで、公園緑地課との話し合いには、資料
館がオブザーバーで出席するなど、そういう動きを始めております。おっしゃ
る通りだと思いますので、教育委員会としての主義主張は、しっかり通して
いきたいと思います。

<原田職務代理>

見学に行きましたよね。あそこを見る限り、もし子供さんが遊ぶような、
仮に芝生広場のようなものを作って、子供さんが自由に走り回るような公園
を作るとなると、崖もあるし、木もたくさん生えているし、結構危ないです
よね。安全面を確保した整備というのは、結構難しいのかなと思います。

<酒井委員>

どういう位置付けにするかということだね。さっき言った、普通の公園と
いうよりは、どういう位置付けにするかということです。

<事務局>

歴史的な事柄について補足説明いたします。記録として残っているのは、1
550年代から1560年代頃の事柄ですが、これらは後年の編纂史料で、政権を
取った徳川家に関する事柄ばかりで、すべてを事実とすることはできません。
同時代史料としては、丹羽氏の同族が福谷城にいた可能性を示すもののみで
す。尾張と三河の境目の城として、資料を読み解いていけば新発見があるか
もしれませんが、未だあいまいでわかっていないことも多い城です。

<赤羽委員>

岩崎城の丹羽氏と何らかの関係があるのではないかということは、非常に
面白いですよ。岩崎城は福谷城によく似ているのです。丘陵の末端部、そ

の下に川があって、生産領域であるところの田畑が見通せる。福谷にも市場という地名がありますけれど、これもどういうことで地名が付いたか調べると面白いと思います。市場という地名は、城下町につきものの地名なのです。余談ですが、岩崎城も僕は国の指定になると思っていました。素晴らしい、しかも小牧長久手の合戦に直結したお城ですので、歴史性もあるということです。ところが岩崎区の池を埋めて住宅の会社に売った、そのお金をどうしようかという話になったときに、あそこは新しい住民と古い住民が共存しているので、両方が満足するようにということで、岩崎城に天守閣と歴史館を作ってしまった。その後に文化庁へ出かけましたら、お前がいながら何故こんなことをするのか、天守閣がなければ国の史跡になったと叱られました。同じように福谷城も、境目、国境にあるお城として、しかも先ほど申しましたように、桶狭間の戦いと影響し合っているお城です。そういう歴史性が高いということで、変な整備をする前に、とりあえず史跡として指定して、史跡としてふさわしい整備の仕方は、皆さんで話し合っ、知恵を出し合うということが大事ではないかと思いました。これは岩崎城にも関わった、私自身の痛恨な教訓というか思いからです。

<酒井委員>

小牧山でもそうだ。遠くから見ると城だけれど、あれは全然違うものを作って置いてあるだけだ。

<岡本委員長>

みよしではいろいろな公園が整備されて、大変住みやすい街を作っていただいていますが、歴史的な公園を作ってほしいという声を私も福谷の方からよくお聞きしました。こんな素晴らしい史跡があることを、もっと市民にアピールしていかなければいけない、それが私たちの仕事だと思います。これから市民にも説明をしていかれると思うのですが、子供たちに歴史的な宝物を伝えるという、とても大事な仕事であり、是非福谷の皆さんに良いアピールができると良いなと思います。

一つ現実的な話をしますが、現在、借地料はあるのでしょうか。

<事務局>

一の郭につきましては、所有者の方に借地料を支払って場所を開放しております。借地料を払っているので、看板を敷地内に立て、草刈り、伐採をし

て、見学者が自由に入れるようになっております。

<岡本委員長>

多額のお金に関わることですので、そう簡単なことではないと思うのですが、そういうことを踏まえて買収ができると良いなと思います。

<鈴木委員>

広報みよし9月号で、福谷公園のワークショップが10月末からはじまりますというのを見ました。広報などに載せていくと、関心のない人へも、福谷公園というところから、ここに史跡があつて、歴史的にはどうこうということも、おのずと広まっていくと思います。私もそうですが、福谷公園というのがどこにあるか全く知らない人も、そうになっていくのではないかと思いますので、ワークショップ後も載せていただけると良いと思います。

<酒井委員>

歴史的なことを少しずつ広報で出していくということも大事ではないか。私が生涯学習課にいたとき、例えば名古屋の美術館や小牧城に行くのに、境川渡るときに、何で境川かわかりますかと聞くと、ほとんどの人が、東郷町とみよし市の境と答える。僕より年の多い人たちでも、新しい人たちはそのぐらいの知識です。これは尾張と三河の境で、織田と松平がせめぎ合った土地ということを知らない。それからみよしは愛知用水の水を使えるけれど、日進や長久手、東郷は使えないということ。例えば長久手の古戦場に行くと、愛知用水が流れている。家康の陣の跡のところを大きく流れている。愛知用水が流れているけれど、これ使えませんと言うと、みんな驚く。みよしはこういう事情で三好池を作ったから使えるけれど、本来は知多半島のための水で、通る権利はあるけれど、使う権利を長久手は持ってない。ほんとに知らない。知らない人が、がんがん言ってもらっても困るので、昔の歴史を知ってもらって、意見を言ってもらいたい。議員でも知らない人はたくさんいる。三好池の水を、愛知用水の水を東郷は使えないということを知らない人がいた。勉強してもらわないと困ると言ったことがある。上手に広報などで、そういう情報を出していただけるとありがたい。

<岡本委員長>

他はよろしいでしょうか。

<近藤委員>

最後なのでもう一言。赤羽委員が言われたように、公園と史跡は別ということで、分けてやっていただきたい。教育委員としては、意見が言えないのでしょうか。

<今瀬教育長>

今回いただいた意見は、文化財保護委員会の意見として承ります。教育委員としては、教育委員会の中で言っていただければと思います。

<岡本委員長>

それは必要だと思います。

<近藤委員>

赤羽委員がおっしゃったように分けて考えるという意識が無いので、先ずそこをきちんと主張してほしい。その後の予算化などの段階でも、公園と史跡は一緒にしてはいけないと思います。

<岡本委員長>

ありがとうございます。貴重なご意見をたくさんいただいて、専門的なご意見もいただきましたので、本委員会では、福谷城跡を貴重な文化財と認め、できる限り保存していくべきであるという意見でまとめてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<岡本委員長>

ありがとうございます。保存についても多くのご意見をいただきましたので、今後に生かしていただきたいと思います。ほかにご意見よろしいでしょうか。

<赤羽委員>

文化財保護委員会としては、保存していくべきという意向が出ましたので、それに沿って事務局としてどういう段取りで進めていくかを詰めていただきたい。あまり時間を掛けずにやっていただければありがたいと思います。

それと話がちょっと違いますけれど、K-27は未指定ですか。

<事務局>

市指定史跡です。

<赤羽委員>

それならば良いです。みよし市に国の指定があると良いなと思っておりまして、先ほどみよしの史跡としては窯かお城かという話が出ましたが、やはりみよしは、猿投窯の中でも中心的な場所です。愛知県内で国指定史跡の窯は、渥美半島と瀬戸にあるだけで、いわゆる猿投窯のものは、一つもないので、是非猿投窯で国の史跡を目指してほしいという話をいろいろな所でしております。最近の国指定の仕方というのは、一ヶ所だけを指定するのではなくて、市町村をまたいで、いわゆるグループとしてという例も多くあります。猿投窯の場合は、例えば東郷町でしたら、美化センターのK-7という県の指定史跡、みよし市にはK-90とK-27、日進市にもすずかぜという所に市の史跡がございますし、それから名古屋市も東山植物園の中に未指定ですけれども窯が一基保存されています。それらを合わせれば、猿投窯として国の史跡に持っていきけるのではないかということで、県の教育委員会にも力を入れてやってほしいというお願いをしてあります。市の史跡になっているというのは、重要なことなのです。国の指定を目指すという点では、地元がどれだけ熱意を持っているか、指定されているか、指定されていないかというのが、非常に大きなこととなりますので、そういう点で、市の史跡にしておいていただけたというのは非常にありがたいですし、さらに進めて国の史跡にぜひ持って行ってほしいと思います。福谷城を国の史跡までというのはちょっと難しいかもしれませんが、市の史跡にはしていただきたいと思います。公有化しなくても指定はできます。指定しておいて、いずれは教育委員会として、活用ということで、公有化という必要も出てくるかもしれませんが、その時は教育委員会として腹をくくって予算化をしていただくわけです。他の部分は、先ほど言いましたように、公園整備をするのであれば、埋蔵文化財としての手続きをきちんと踏んで、試掘調査を行って、地下の文化財に影響を与えないところはどこかということを見極めてほしい。

<岡本委員長>

ありがとうございました。大変貴重な意見をたくさんいただきましたので、これを参考にして、教育委員会としての案を今後まとめていただきたいと思っています。

<今瀬教育長>

ありがとうございます。今日ご示唆いただきまして、他部局との調整も考

えながら、早急に将来的にどのように保存していくか、教育委員会としても
しっかり計画を立てて取り組んでいきたいと思っております。貴重なご意見
ばかりでした。ありがとうございました。

<岡本委員長>

本日予定されました議事は、すべて終了しました。これで令和2年度第1
回みよし市文化財保護委員会を閉会します。

<典礼>

長時間の議論と貴重なご意見をありがとうございました。お出しいただい
たご意見をすべて実現できるかは、様々な制約があるためわかりませんが、
教育委員会の案を取りまとめ、公園整備担当部局に示していきたいと考えて
おります。ありがとうございました。

午前10時10分